

令和2年度 飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画

1 年次行動計画の趣旨

本計画は、「飯塚市の子どもをみんなで守る条例(平成30年飯塚市条例第43号)」第5条第5項に基づき、子どもの虐待防止に向けた市の取組みについて規定するものです。

本計画では、「児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有する」という、児童福祉法の理念を踏まえ、すべての子どもの人権が尊重され、子どもの「最善の利益」を優先し、健やかな成長を支えることができるよう、地域全体で子どもを育む気運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見・早期支援、自立支援までの一貫した取組みにより、虐待の連鎖を断つことを目指します。

2 年次行動計画の期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間

3 年次行動計画の実施主体

飯塚市及び飯塚市教育委員会

4 年次行動計画の6つの柱

- I 子どもへの虐待の早期発見・早期対応
- II 家族への援助・支援
- III 子どもへの虐待防止の措置
- IV 保育・教育部門における研修
- V 市民への啓発・広報
- VI 支援者の育成

I 子どもへの虐待の早期発見・早期対応

子どもの虐待の発生予防、早期発見・早期対応に向け、早期からの支援につなげるとともに、関係機関と支援に必要な情報を共有し、適切な養育環境の確保及び必要な支援を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	要保護児童連絡協議会の設置	子どもの虐待に関係する機関で構成する要保護児童連絡協議会を児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等に対する適切な支援を行います。	代表者会議 年1回 部会 年2回 実務者会議 年8回	子育て支援課
2	家庭児童相談室の設置	家庭児童相談員及び母子・父子自立支援員等を配置し、子どもに関する相談体制の充実を図ります。	通年	子育て支援課
3	乳児家庭全戸訪問の実施	生後4か月までの乳児のいる世帯を訪問し、子育てに関する情報提供及び養育状況の把握を行います。	随時	子育て支援課
4	養育支援訪問の実施	養育支援が必要な世帯に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する支援を行います。	随時	子育て支援課
5	子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターの設置に伴い、母子手帳交付時における対象者全員に対する個別面談を実施し、支援者の有無・経済面・心理面等についての情報を確認しながら、必要に応じた妊娠期からの支援を、他機関と連携をとりながら行います。	通年	健幸・スポーツ課

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
6	乳幼児健診の実施	母子保健法に基づき、乳幼児(4か月児・8か月児・1歳6か月児・3歳児)の健康診査を実施します。	毎月各2回 (年間総数96回)	健幸・スポーツ課
7	乳幼児健診未受診者訪問の実施	乳幼児健診の未受診者のなかには、育児上の問題を抱えている事例が多いため、早期に未受診理由の把握及び育児支援を行うことを目的として実施します。	随時	健幸・スポーツ課
8	家庭訪問の実施	母子保健法に基づき、妊婦、新生児及び乳幼児の訪問を実施します。	随時	健幸・スポーツ課
9	生活保護世帯訪問の実施	被保護世帯のうち、子どもの養育状態に問題が発生する可能性がある世帯は訪問頻度を上げ、詳細な実態把握及び生活指導を行い、必要に応じた関係機関との連携強化を図ります。	随時	生活支援課
10	不登校児童・生徒に対する支援	不登校児童・生徒に対し、状況確認を行うとともに、不登校解決に向けた支援を行います。	随時	子育て支援課 生活支援課 学校教育課

II 家族への援助・支援

子育て家庭が孤立し、一人だけで悩まず安心して子育てできるように、親子の交流及び情報提供できる場の充実を図ります。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	街なか子育てひろば・子育て支援センター(筑穂・庄内・颯田)の設置	子育て支援センターを設置し、子育ての悩みや不安の解消を図り、安心して子育てができるための育児相談・育児講座を実施します。	通年	子育て支援課
2	育児相談の実施	乳幼児健診の事後フォローとして、保護者の育児不安の軽減を図ることを目的として実施します。	月2回 (年間総数24回)	健幸・スポーツ課
3	離乳食教室の実施	母子保健法に基づき、具体的な離乳食づくりを学ぶことにより、育児を支援することを目的として実施します。	毎月	健幸・スポーツ課

Ⅲ 子どもへの虐待防止の措置

子どもの虐待に対する加害者からの接触を遮断し、子どもの安全を確保するために、子どもに関する情報の保護を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	住民票の写し等の交付制限	児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付制限を行います。	随時	市民課

Ⅳ 保育・教育部門における研修

子どもが安心して生活することができるよう、保育・教育部門において、子どもが適切な配慮を受けながら生活を送ることができるための支援を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	保育所・幼稚園・認定こども園対象研修会の実施	関係法令等の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待対応についての研修会を実施します。	年1回	子育て支援課
2	管理職・生徒指導主事対象研修会の実施	関係法令・例規の理解を深めるとともに、虐待が及ぼす子どもへの影響及び学校における虐待対応についての研修会を実施します。	年1回	学校教育課
3	教職員のための虐待対応ガイドラインの活用	市内各小・中学校において、教職員のための虐待対応ガイドラインを活用した取り組みを実践します。	随時	学校教育課

V 市民への啓発・広報

子どもの虐待の被害を深刻化させないため、虐待の早期発見に努めるとともに、市民への理解と意識向上を図ることを目的とした取組みを推進します。

No.	取組み名	概要	実施	所管課
1	児童虐待防止推進月間における取組み	条例第 17 条に基づき、講演会の開催、市内商業施設における関係機関との合同による街頭啓発の実施及び庁舎に横断幕・のぼり旗の設置等を行い、市民への周知を図ります。	11 月	子育て支援課
2	子育て応援情報誌「すくすく」の発行	児童虐待防止に関する取組み等を掲載し、市民への周知を図ります。	毎月	子育て支援課
3	子育てガイドブックの発行	児童虐待防止に関する記事、相談窓口連絡先を掲載し、市民への周知を図ります。	年 1 回	子育て支援課
4	市職員対象研修の実施	人権研修の一環として、子どもの人権についての知識と理解力を向上させることを目的とした全職員対象の研修を実施します。	年 1 回	人事課
5	小・中学校全保護者への啓発リーフレットの配付	虐待が及ぼす子どもへの影響及び虐待に対する学校の対応について、市内小・中学校の全保護者へ周知します。	随時	学校教育課
6	講演会の開催	子どもの人権・子どもの虐待防止をテーマにした講演会を開催します。	随時	人権・同和政策課 男女共同参画推進課

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
7	展示パネルによる啓発・広報	子どもの人権に関する啓発展示パネルを掲示します。	随時	人権・同和政策課
8	広報媒体による啓発	子どもの人権・子どもの虐待防止について広報誌及びホームページによる啓発を行います。	随時	子育て支援課 人権・同和政策課

VI 支援者の育成

子どもの虐待防止には、行政や関係機関だけでなく地域で活動する団体の協力が必要となるため、必要な支援を行います。

No.	取り組み名	概要	実施	所管課
1	各種団体に対する活動支援	自治会及びまちづくり協議会が実施する子どもの見守り活動等に対して、支援を行います。	随時	まちづくり推進課

福祉文教委員会資料
令和2年3月6日提出

早期発見対応指針

令和2年2月
飯塚市

早期発見対応指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)

(児童虐待の早期発見)

- 第9条 市、市民等及び関係機関等は、児童虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 2 市長は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、迅速かつ的確に対応するための指針(以下「早期発見対応指針」という。)を策定しなければならない。
- 3 関係機関等は、早期発見対応指針に従って、児童虐待の早期発見及び早期対応に努めるものとする。

1 早期発見・早期対応の必要性

児童虐待は、子どもの発育・発達面、情緒面、行動面等に問題をもたらし、子どもの一生に大きな影響を及ぼす。さらには、世代を超えて「虐待の連鎖」を引き起こすこともあると言われている。また、一旦、特別な支援が必要な状態にまで陥ってしまうと、改善は容易ではなく、多くの人手・時間・経費を要することになる。

こうしたことから、虐待を早期に発見し、早期に対応を行う。早期に適切な対応を行うことは、子どもの受ける心身の傷を軽減するとともに、家族関係修復にも有効となる。

2 虐待を受けた子どもを発見したときの通告の義務

虐待を受けた子ども(虐待を受けたおそれのある子どもを含む。以下同じ)を発見した人には、速やかに、市又は児童相談所等に通告する法的義務がある。緊急性が高いと判断される場合には、子どもの安全を確保するため、至急、児童相談所や警察に通告・通報する。

通告した人には、実際に虐待があったかどうかを証明する責任はなく、実際に虐待であるかどうかの判断は、通告を受けた機関が行う。通告を受けた機関は、通告者や通告の内容等の情報が漏れないようにする。

3 通告受理後の初期対応

(1) 初期対応の流れ

市や児童相談所等に通告があると、通告を受けた機関では緊急会議を開き通告内容を確認する。さらに状況を詳しく把握するため、関係機関と連絡をとり情報を集めるとともに、調査を行って子どもの安全を確かめる。

深刻な事例であると判った場合は、子どもを児童相談所において一時保護し、子どもの安全を確保する。

(2) 通告・相談者別の留意点

① 虐待している保護者からの相談

ア 非難や批判をせず、訴えを傾聴する。共に問題を考える姿勢を示し、必要な場合には解決への方法や見通しについて具体的な助言をする。

イ 子どもに対する気持、家族関係や生活の状況、支援者の有無、求めている支援内容などを聴く。

ウ 必要ならば家庭訪問することを伝え、了解を得る。

② 子どもからの相談

子どもの心理的負担等に配慮した聞き取りを心がけ、虐待の状況、親やきょうだいに対する気持、家族関係や生活の状況、求めている支援内容などを聴く。

子どもの二次被害を防止するため、必要に応じて、児童相談所、警察及び検察による協同面接(代表者聴取)を適切に実施する。

③ 家族、親族からの相談・通告

家族、親族としての立場や心配を受けとめながら話を傾聴し、虐待している者や被虐待児との関係についての情報を聴取する。

④ 地域、近隣住民からの相談・通告

匿名の通告の場合は、通告者のプライバシーの保護をていねいに説明して、氏名、住所、連絡先等を教えてもらう努力をする。また、以後の情報を受ける窓口として、担当者名を伝える。

⑤ 学校・保育所・幼稚園等からの相談・通告

虐待が見られたり疑われる場合には、訪問調査により実態を把握し、子どもの状態を直接確認し、児童相談所に報告する。状況に応

じて児童相談所への送致を検討する。

⑥ 医療機関からの相談・通告

外来受診時や入院中のケースで相談・通告があった場合には、医療機関に出向いて主治医や関係職員から状況等を聴取する。入院中の場合は、子どもの状態を直接確認する。

(3) 情報の収集及び調査

通告を受けた機関は、他の機関と連携してできるだけ早く情報を収集する。また、条例第19条第1項により、市は、児童虐待に係る通告を受けたときは、直ちに調査を行い、必要があると認めるときは、通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認する。

虐待への対応では、関係者が集まって情報交換により情報を共有するとともに、次の事項について話し合い、連携して迅速に対応する。

- ① 事例の説明
- ② 虐待に関する情報の確認
- ③ 各関係機関の認識や考え方の確認
- ④ 当面の方針決定
- ⑤ 連絡体制の確立

(4) 安全確認

安全確認とは、虐待通告があった時に、今置かれている状況で子どもが安全に生活することができているかどうかを確認することである。通告を受理した場合には、子どもの安全確認を行わなければならない。生命に危険が考えられる深刻なケースや緊急度の高いケースは速やかに児童相談所に送致する必要がある。その際、立入調査や一時保護が必要と認められる場合は、児童相談所にその旨を報告する。また、送致するかどうか判断に迷った時には児童相談所に相談し、早急に対応してもらおう。

4 関係機関・関係者の役割

(1) 関係機関の連携・協力

虐待は複雑な要因が絡み合っているため、通告・相談を受けた一人あるいは一つの機関の努力だけでは解決はできない。効果的な援助のためには、関係機関・関係者がチーム、ネットワークを組ん

で、連携しながら対応していくことが必要である。

問題が深刻にならないうちに解決するには、一つの機関だけで対応せず、早い時期に関係機関と連携・協力していくことが不可欠である。

虐待は、複数の問題を抱えた家族の中で発生する機会が多いことから、児童相談所などの関係機関・関係者より多面的に情報を集める。そして、共通した認識をもって、統一した方針のもと、家族が抱える問題全体を考慮しながら、多様な支援を行う。

民間団体も含め、各関係機関は、それぞれの役割を確認し、役割分担を行って、相互に補完しあいながら、連携・協力して総合的な取り組みを行う。

(2) 関係機関・関係者の役割

児童虐待の早期発見において、各関係機関や地域住民は大きな役割を果たす。それぞれの役割を認識・分担し、連携・協力して、早期発見・早期対応に努める。

① 子育て支援課、家庭児童相談室

子育て支援課、家庭児童相談室は、地域住民、民生委員児童委員、学校、保育所、その他の機関から虐待に関する通告や相談を受ける。虐待が疑われる事例については、法的な対応が必要となるので、児童相談所と連携する。

② 保健センター(子育て世代包括支援センター)

保健センター(子育て世代包括支援センター)は、母子手帳交付時や乳幼児健診等の母子保健事業を通じて、妊娠期から子育て期にかけての子ども及び保護者の状況を把握し、虐待のおそれのある家庭を把握する。未受診の家庭等には家庭訪問を行い、子どもの安全を確認するとともに保護者の相談に乗ることにより、保護者の支援・指導を行う。

③ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等では、昼間子どもたちが家庭から離れ、同年齢集団の中で、ともに遊び、学び、生活する。そうした場での観察を通して、日常の子どもの様子や変化から危険なサインを読み取り、支援の必要な家庭を発見する。子どもの健康

状態、身長・体重の変化、不自然な傷や火傷、身体や下着の汚れ具合、表情等を観察し、虐待の把握に努める。また、学童期以降では心理的虐待の割合が高くなってくるので、子どもの行動面の変化に対して、特に注意する。

④ 児童相談所

児童相談所では、通告があった場合は48時間以内に子どもの安全確認のため児童福祉司等が家庭訪問等を行う。虐待もしくはそれが疑われる状況の有無を確認し、家族の状況等を調査する。子どもの安全確保のため、児童相談所による一時保護、医療機関への入院、施設への一時保護委託等を行うが、生命に危険がある等、急を要する場合には、児童相談所は保護者の意向に関係なく、躊躇なく子どもを一時保護する。そのうえで、在宅支援、施設入所といった支援のあり方を決定する。

⑤ 警察

警察は、虐待を受けている子どもを被害児童として保護する任務をもっている。保護した子どもを家族に引き渡すことが不適切であると判断すると、児童相談所に身柄つき通告を行う。

警察は、児童相談所が児童の安全確認、一時保護又は立入調査等を行う際に、要請に応じて支援する。また、場合によっては、各種法令を適用して事件化をする。

⑥ 医療関係者

医療関係者は、保護者の不注意による事故での受診や発育不良等から虐待が疑われる事例を早期に発見し、関係機関に情報を提供する。危機的な状態にある事例については医療機関が最初に接触することが多いことから、まず子どもの安全を確保し、危機対応についての対策を日ごろから検討しておく。

乳幼児健診、予防接種、医師が囑託を受けて行う保育所・学校等での健診等においても、子どもの身体的状況等から虐待の可能性をチェックする機会にする。

⑦ 弁護士

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権

の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなっている。

⑧ 保健所

保健所は、地域で生活する住民を対象とした活動の中で、虐待に発展する可能性のある家庭の早期発見と支援を行う。特に産後うつや育児不安の強い保護者、また、障がい児や多胎児・低出生体重児とその家族に対する支援を通して、子どもの健康と安全の確認、保護者への支援を行う。

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員

民生委員児童委員、主任児童委員は、地域における日常の相談活動の中から、子どもと保護者の関係や育児状況において気になる家庭を観察し、虐待が疑われる子どもを発見した場合は、市や児童相談所に通告する。

⑩ 民間団体等

行政と NPO その他民間団体は、相互の利点を生かし、役割を補完しながら協働して虐待の早期発見・早期対応に努める。子どもが直接 SOS を発信できる電話相談等は、虐待の早期発見・早期対応に有効となる。

保護及び支援を行うための指針

令和2年2月
飯塚市

保護及び支援を行うための指針

飯塚市の子どもをみんなで守る条例(抜粋)

(保護及び支援を行うための指針の策定)

第 22 条 市長は、児童虐待を受けた子ども及びその保護者の状況に応じて適切な保護及び支援を行うための指針を策定しなければならない。

2 市長は、関係機関等に対し、関係機関等が行う適切な保護及び支援に資するため、前項の規定により定めた指針を示すものとする。

1 趣旨

虐待を受けた子どもとその保護者に対する支援は、長期にわたって継続して行う必要があるため、関係機関が役割を分担し、連携・協力して実施することが重要となる。

特に、今後は家族の養育機能の再生・強化及び家族の再統合が大きな課題となることから、従来かかわることが難しかった虐待を行った保護者への支援も重要となる。

保護及び支援を行うための指針では、虐待を受けた子どもを保護し心身の回復をめざすとともに、健全な発達促進・自立支援、子どもと保護者との良好な関係の再構築に向けた支援・指導の手順・方向性を示す。

2 保護及び支援の目標

児童虐待への対応においては、何よりもまず、虐待を受けた子どもに安全で安心できる生活を保障する。そのうえで、適切な支援・指導を行うことによって、子どもの心身の健全な成育と社会的自立を促すことを目指す。さらには、保護者への適切な支援・指導を通して家族の養育機能の再生・強化を行い、家族の再統合を目標とする。

3 支援方針

市は、通告受理直後には、児童相談所等の関係機関と連携して緊急対応としての初期方針により子どもの安全を確認する。その後、必要な調査とそこから得た情報の分析・評価に基づき、長期的な支援方針を立てる。

4 支援の形態

子ども及び保護者に対して、長期にわたって継続的で一貫した支援を行う。

(1) 在宅で支援を行う状況

在宅で支援を行う場合には、次のような状況が整っているかの確認を行う。状況が整っていることが確認できれば、地域社会と連携して、子ども及び保護者への支援を始める。

- ① 虐待の危険性はそれほど高くなく、施設等での保護を要しない。
- ② 関係機関の間で、「在宅で支援していく」という共通認識がある。
- ③ 家庭内にキーパーソンになる人がいるか、家庭内の情報がある程度得られる。
- ④ 子どもが、保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の家庭外集団にも属し、毎日通っている。
- ⑤ 保護者に、相談機関に定期的に出向くか、訪問を受け入れる姿勢がある。

(2) 地域社会との連携

市は、在宅で支援・指導を行うこととなった場合、虐待の再発を防止するため、その家庭が属する地域社会との連携を図り、家庭訪問等を通じて継続的な支援ができるよう体制の整備に努める。

(3) 子どもに対して

在宅において関係機関等が支援を行う場合に大切なことは、虐待の再発を防止することである。保育所・幼稚園・認定こども園、学校等では、子どもの心身の状況を観察し、小さなサインを見逃さないように努める。

(4) 保護者に対して

保護者への支援には、保護者との信頼関係を築く必要がある。関係機関等が支援を行う際には、保護者を責めるのではなく保護者の言い分にも耳を傾け、保護者の立場に理解と共感を示すように努める。また、地域における声かけ等によって孤立感の解消を図るとともに、生活支援、就労支援等もあわせて行う。

5 相談支援

(1) 子どもへの支援

虐待を受けた子どもは、周囲の人に対して不信感や警戒心を持ち、心を開かなかつたり、あるいは逆に、誰彼かまわず人懐っこい態度をとったりするなど、強い心の絆を感じられず信頼関係が成立しにくいことが多い。また、自信が無く人前で緊張が強まり思うように行動できないなど、対人関係が円滑に進まないこともある。時にはちょっとしたことで傷つき、パニックになるなど、情緒面での問題を抱えていることもある。その他、学業の遅れや健康上の問題を抱えているケースもある。このような子どもに対しては、以下のような支援が必要となる。

① 安全を確保すること

安心して生活を送ることができることは、子どもの人権という観点からも最も大切なことである。また、子どもの心理的な歪みを増幅させないためにも大切なことである。

② 個別的な信頼関係を築くこと

子どもは、自分に常に関心を持ってくれて、将来の夢や目標に向かって導いてくれる人を必要としている。見捨てられないこと、否定されないことを信じられる個別の関係を通じて、人間関係の持ち方が修正され、自尊心が回復する。心を開いて悩み事を話せる個別的な関係は、その時の心の安定に必要なだけでなく、それ以降の人生においても大きな心の支えとなる。

③ 所属感を持てる集団を確保すること

安心して身を置くことのできる居場所は、心の安定に欠かせない。保育所や学校などに安定して通えるよう援助することが必要である。一時的に示す不安定な行動から集団内で不適応に陥らないよう、具体的な援助の方法を話し合うことが必要である。

④ 不足した体験を補うこと

体験の不足や、偏った価値観を押し付けられたことから、考え方や課題への対処方法が歪んでいることがある。集団内で適切な行動が取れるよう不足していた体験を補うことも不可欠である。

(2) 親・家族に対する支援

保護者は様々な事情を抱えており、虐待にいたる理由がある。保護者の悩みについては、受容的・共感的に理解するように心がけ、一緒に問題解決の方法を考え提案し、虐待行為を止められるように援助することが必要である。

また、支援を行うためには、子どもを虐待した保護者に対しては、「保護者が子どもに対して行っている行為は虐待である」ということを告知する。

保護者に虐待をしているということを告知して、その保護者が「支援を受けて立ち直っていきたい」と思えるようにする。

具体的には、以下のような虐待の原因とその対応例が想定される。

- ① 生活に余裕がなかったり、子育ての経験が乏しかったりすることから、子どもへの関わりに負担を感じている場合

子育て支援センターなどにより、子ども本来の姿や子育ての基本的なことについて具体的知識を伝えていく。また、保育所、児童クラブの利用などにより負担の軽減を図ることや、経済的な問題を抱えているときは生活保護や各種手当の適用の検討が必要な場合もある。

- ② 問題解決能力が乏しく、小さな問題で負担を感じたり混乱したりする場合

家庭訪問なども適宜行い、身近なところで具体的な助言をして支援する。一緒に考えながら解決する力を向上させていく関わりが必要である。

- ③ 親自身が子どもの頃に虐待を受けた体験を持ち、心のケアを受けないままになっている場合

親自身が心のケアを必要としており、医療機関、児童相談所、保健センターなどの専門機関と連携しながらのケアを考える。

- ④ 子どもは厳しく関われば育つという偏った価値観を持っている場合
不適切な関わりであることに気付かせる関わりが必要となる。責めたり、親の価値観を一方向的に否定するのではなく、子どもにとって何が大切かを伝えていく。子育て支援センターなども活用する。

- ⑤ 精神疾患などにより育児が困難な状態にある場合

医療的なケアにつなげることが不可欠であり、児童相談所や保健

センターなどの専門機関と連携しながらの対応が必要である。

6 関係機関・関係者の役割

(1) 関係機関のネットワークによる対応と支援者の資質向上

① 地域における関係機関のネットワーク

虐待は、いくつもの問題を抱えた家族の中で発生することが多いことから、一つの機関での対応は困難であり、その家族の抱える問題に関係するすべての機関が連携し、ネットワークを組んで対応する。

とりわけ、飯塚市要保護児童連絡協議会は、関係機関がネットワークを構成する上で、重要な役割を担う。

② 支援者の資質向上

条例第 10 条により、市は、関係機関等が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止等に寄与することができるよう、研修、人材の確保等必要な措置を講ずる。

③ 情報の共有化

条例第 12 条により、市は、子どもを虐待から守るため、関係機関等の各々が保有する虐待に関する情報を共有するとともに、綿密な連携・協力を図るための体制整備に努める。

(2) 関係機関の具体的な役割

① 子育て支援課、家庭児童相談室

在宅での支援においては、虐待が再発しないように関係機関と連携・協力して見守り・支援を行う。関係機関と定期的な検討会議を持ち、子どもや保護者の状況の把握と各関係機関の役割の確認を行う。

また、保育所への入所、母子生活支援施設への入所等必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。

② 生活支援課、社会・障がい者福祉課

生活保護の給付、障がい者サービス等、必要な福祉サービスを提供することにより、虐待が生じた要因の軽減・解消に努める。

生活保護世帯の家庭訪問等の機会を利用して、子どもと保護者の様子や養育状況を観察し、虐待が再発していないかどうか見守る。

③ 保健センター(子育て世代包括支援センター)

保健センター(子育て世代包括支援センター)は、母子保健事業を通して子育ての相談・支援を行い虐待が再発しないよう努める。また、家庭児童相談員等と連携して家庭を訪問し、子ども・保護者・家庭内の状況、養育の状況等を把握し報告する。

④ 保育所、幼稚園、認定こども園、学校

保育所等に子どもが通うことが子育ての負担感、ストレスの軽減につながり、虐待の再発防止に役立つ。保護者の身近な相談相手になるとともに、保護者と問題解決に向けて一緒に考えていく。

保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、保健師等は、連携・協力して積極的に子どもに対して支援又は治療を行い、子どもの自尊感情を高めるよう努める。

⑤ 児童相談所

子どもの安全を一時保護等により確保した後、在宅での支援を行うか施設等の活用を行うかを決定する。支援にあたって、児童相談所は各関係機関の間のコーディネートを行う。

施設等を活用した場合は、施設等と連携を図り、子どもの状況を把握して必要な支援・指導を行うとともに、地域で生活する保護者に対して児童福祉司等による支援・指導を行う。そして、子どもと保護者の状況により、施設での面会・施設からの外出・家庭での外泊等を実施し、家族の再統合を目指す。

⑥ 医療関係者

虐待を受けた子どもに対して医学的治療を行うことにより、虐待により受けた心の傷の回復と、健全な身体の発達を促進する。

虐待を行った保護者に対してカウンセリング等の心理的治療を行うことにより、児童虐待に陥った要因の改善を図る。

⑦ 弁護士

虐待に関する法的問題については、弁護士が関与することにより現行法を最大限有効に活用することが可能になる。とりわけ、親権の濫用から子どもを守るために、弁護士の支援が必要とされる場面が多くなってくる。

⑧ 保健所

保健所は、定期的な家庭訪問の実施や子育ての相談に乗ることに

より、育児支援を行い、虐待が再発しないよう努める。

また、子どもを施設に入所させた場合には、地域で生活する保護者に対して支援・指導を行う。子どもが施設から家庭に復帰した後は、家庭訪問等を行うことにより子どもと保護者の状況を把握し、家族の再統合が行われるよう見守る。

⑨ 民生委員児童委員、主任児童委員

定期的に虐待が行われた家庭を訪問し、話し相手になったり、良き相談相手になることにより、孤立感を解消し、虐待が再び生じないようにする。

また、子どもと保護者の状況を把握して虐待が再発していないかどうか確認し、家族の再統合が行われるよう見守る。